

豊川上漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：豊川上漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県新城市庭野字八名井田19番地の2

漁業権の免許番号：内共第6号

対象となる漁場：内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場の別記1の区域

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

①この漁場の区域内においては、竿釣、投網、刺網（地方名称まき網をいう。）及び四つ手網以外の方法で遊漁をしてはならない。

②次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内においてウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 規模
投 網	共同漁場を除く区域	1人1統、網目の大きさ1センチメートル以上（ただし、こいの採捕は網目の大きさ7センチメートル以上）
	共同漁場	1人1統、網の全長4メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上（ただし、こいの採捕は網目の大きさ7センチメートル以上）
刺 網	共同漁場を除く区域	1人1統、網目の大きさ1センチメートル以上（ただし、こいの採捕は網目の大きさ7センチメートル以上）
	共同漁場	1人1統、網の全長2.5メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上（ただし、こいの採捕は網目の大きさ7センチメートル以上）
四つ手網	共同漁場を除く区域	1人1統、網の全長2メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上（ただし、こいの採捕は網目の大きさ7センチメートル以上）

③漁場区域内におけるあゆの遊漁については、共同漁場を除く区域においては（2）-①の規定によるあゆについての解禁の日から7月29日以降で組合が定めて公表する日まで、共同漁場においては解禁の日から10月1日以降で組合が定めて公表する日まで、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

④引掛けによる遊漁は、あゆに限るものとする。

⑤刺網による遊漁は、共同漁場においてはあゆに限るものとする。

⑥③の規定にかかわらず、新城市川路広瀬地内豊川、大宮川合流点の上流100メートルから弁天橋上流端までの区域及び別記1に掲げる共同漁場の区域においては、（2）-①の規定によるあゆについての解禁の日から9月30日までの間は、リールを使用しない竿釣（友釣、餌釣、毛ばり釣及びルアー釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

⑦あゆのリールを使用する竿釣については、牟呂松原頭首工から下流の豊川及び宇利川の区間で組合が区域及び期間を定めて公表するものとする。

⑧③の規定にかかわらず、江島橋上流端の上流250メートルから江島橋上流端の下流250メートルの間の区域及び豊橋市賀茂町と豊川市三上町の境界、対岸豊川市二葉町地先堤防角を結んだ線から上流300メートルまでの間の区域においては、10月1日から11月30日までの

間は、日中（日出から日没までをいう。）の竿釣（友釣、餌釣、毛バリ釣、ルアー釣及び流しガリに限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

⑨次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であつて、水中で使用するもの）

（２）遊漁期間

①次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる区域内においてウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	共同漁場を除く区域	５月１１日から１２月３１日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	共同漁場	５月１１日から１１月３０日までの期間内で組合が定めて公表する期間
おいかわ、こい、ふな、うぐい及びうなぎ（以下「雑魚」という。）	全区域	１月１日から１２月３１日まで （ただし、うなぎについては、１月１日から１０月３１日までとする。また、おいかわについては、竿釣以外は３月１日から１１月３０日までとする。）

②①並びに（１）-③及び（１）-⑦の公表は、組合及び組合が委託する釣具店等（別記２）に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（３）禁止区域

（２）の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
新城市大野の大野頭首工えん堤の上流端の下流２５０メートルまでの宇連川の区域	１月１日から １２月３１日まで
新城市一鍬田の牟呂松原頭首工えん堤の上流端の上流１４０メートルから同上流端の下流１３５メートルまでの豊川の区域	
新城市八名井地内豊川、宇利川合流点から下流２００メートルまでの豊川の区域	４月 １日から ７月 ３１日まで
豊川市豊津地先、榎下から上流２００メートルまでの豊川の区域	

（４）全長の制限

次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
おいかわ	５センチメートル
こ い	２０センチメートル
ふ な	６センチメートル
うなぎ	２０センチメートル

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において遊漁者が中学生以下又は肢体不自由者4級以上のときは、無料とする。(2) のただし書に規定する方法により納付するときは、あゆについては1,000円、雑魚については100円を加算した額とする。

①竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料	
あ ゆ	竿釣	1年	13,000円
		1日	2,000円
雑 魚	同	1年	3,000円
		1日	500円

②その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料	
あ ゆ	刺網、投網及び四つ手網	1日	5,000円
雑 魚	同	1日	1,500円

採捕補助者（共同漁場を除く区域に限る。）については、1,000円とする。

(2) 遊漁料は、別記2に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 承認を受けた者の氏名、住所 | ② 承認期間 |
| ③ 魚種 | ④ 漁具・漁法 |
| ⑤ 遊漁区域 | ⑥ 遊漁料の額 |
| ⑦ 注意事項 | ⑧ その他参考となるべき事項 |
| ⑨ 発行者名 | |

(2) 遊漁承認証の交付は、2-(2)に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

- (5) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対してこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- ① 氏名
- ② 有効期間
- ③ 注意事項
- ④ その他必要な事項
- ⑤ 発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和6年1月1日

別記1 内共第6号の持分区域（豊川上漁業協同組合持分）

河川名	区域
豊川	新城市有海と川路の境界から下流豊橋市賀茂町と豊川市三上町の境界、対岸豊川市二葉町地先堤防角までの区域
豊川、宇連川 (共同漁場)	宇連川筋大野頭首工下流端から下流豊川筋新城市有海と川路の境界までの区域
黄柳川	新城市黄柳野字神矢田、多利野橋下流端から下流宇連川合流点に至る間
宇利川	新城市中宇利字高田、門前橋下流端から下流豊川合流点に至る間
大入川	新城市吉川字中山、常磐橋下流端から下流豊川合流点に至る間
野田川	新城市野田、野田橋下流端から下流豊川合流点に至る間

別記2

- (1) 豊川上漁業協同組合事務所（新城市庭野字八名井田19-2）
- (2) 白井釣具店（新城市町並18・19）
- (3) 上州屋豊川店（豊川市東豊5-32）
- (4) イシグロ豊川店（豊川市千歳通4-185-5）
- (5) イシグロ豊橋向山店（豊橋市向山町伝馬9-1）
- (6) ローソン庭野店（新城市庭野字香ヶ崎7-2）
- (7) つりチケ 電子遊漁券（インターネット <https://www.tsuritickets.com>）